(19) **日本国特許庁(JP)**

(12) 特 許 公 報(B1)

(11)特許番号

特許第6339285号 (P6339285)

(45) 発行日 平成30年6月6日(2018.6.6)

(24) 登録日 平成30年5月18日 (2018.5.18)

(51) Int.Cl.			FΙ		
G06Q	50/10	(2012.01)	G06Q	50/10	
G06Q	30/02	(2012.01)	G06Q	30/02	470
G06F	3/0484	(2013.01)	G06F	3/0484	120
G06F	13/00	(2006.01)	G06F	13/00	510C

請求項の数 7 (全 29 頁)

(21) 出願番号 特願2017-231718 (P2017-231718) (22) 出願日 平成29年12月1日 (2017.12.1) 審査請求日 平成29年12月1日 (2017.12.1) (31) 優先権主張番号 特願2017-93160 (P2017-93160)

(32) 優先日 平成29年5月9日 (2017.5.9)

(33) 優先権主張国 日本国 (JP)

早期審査対象出願

||(73)特許権者 515023442

ジャパンモード株式会社

東京都足立区千住旭町38番1号 東京電

機大学東京千住アネックス406号

||(74)代理人 100120868

弁理士 安彦 元

(72) 発明者 川瀬 竜二

埼玉県越谷市大沢3-17-28

審査官 衣川 裕史

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】サービス提供システム

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

利用者が特定の提供者からサービスを享受することを支援するサービス提供システムであって、

<u>前記利用者が望むサービス内容を有するリクエスト情報を取得するリクエスト取得手段</u>と、

各提供者の提供するサービス内容を有する複数の提供者情報を、利用者端末に表示する 提供者情報表示手段と、

前記複数の提供者情報のうち、前記利用者端末を介して選択された前記提供者情報を特定する特定情報を取得する特定情報取得手段と、

前記特定情報に対応する特定の提供者端末に、前記利用者の位置情報を有する利用者情報を表示する利用者情報表示手段と、

予め取得された過去のリクエスト情報、前記過去のリクエスト情報に紐づく参照情報、 及び前記過去のリクエスト情報と前記参照情報との関係の度合いを示す3段階以上の連関 度が記憶された参照データベースと、

を備え、

前記提供者情報表示手段は、

前記参照データベースを参照し、前記リクエスト情報と一致、一部一致、又は類似する前記過去のリクエスト情報を選択し、選択された前記過去のリクエスト情報に紐づけられた参照情報を選択し、選択された前記過去のリクエスト情報と前記参照情報との間にお

ける前記連関度に基づいて第1連関度を算出し、算出された前記第1連関度を含む推定情 報を取得し、

前記推定情報に基づいて選択された前記提供者情報を、前記利用者端末に表示するこ لح

を含み、

前記参照情報は、前記提供者情報の提供履歴情報を有し、

前記提供履歴情報は、複数の前記提供者が実際に提供したサービスの情報を含み、

前記連関度は、前記過去のリクエスト情報と、前記参照情報との関係に基づき、機械学 習を用いて算出され、

前記提供者情報表示手段は、前記提供者の位置情報の経時変化に基づいて選択された前 記提供者情報を、前記利用者端末に表示すること

を特徴とするサービス提供システム。

【請求項2】

前記提供者情報表示手段は、前記提供者の進行方向に基づいて選択された前記提供者情 報を、前記利用者端末に表示すること

を特徴とする請求項1記載のサービス提供システム。

【請求項3】

前記提供者情報表示手段は、前記利用者に近づいてくる前記提供者の前記提供者情報を 選択し、前記利用者端末に表示すること

を特徴とする請求項1又は2記載のサービス提供システム。

【請求項4】

前記提供者情報表示手段は、前記提供者の移動速度に基づいて選択された前記提供者情 報を、前記利用者端末に表示すること

を特徴とする請求項1~3の何れか1項記載のサービス提供システム。

【請求項5】

前記過去のリクエスト情報は、前記利用者が過去に享受したサービスの履歴情報を有す

を特徴とする請求項1~4の何れか1項記載のサービス提供システム。

【請求項6】

前記利用者情報表示手段のあと、前記特定の提供者端末と、前記利用者端末との間の距 離を算出し、算出結果に基づき、予め取得された前記特定の提供者を模した疑似画像を、 前記利用者端末に表示する画像表示手段をさらに備えること

を特徴とする請求項1~5の何れか1項記載のサービス提供システム。

【請求項7】

前記複数の提供者情報は、前記サービスを提供する範囲を示す提供範囲情報を有し、 前記提供者情報表示手段は、前記利用者端末を介して選択された範囲に該当する前記提 供範囲情報を有する前記複数の提供者情報を、前記利用者端末に表示すること

を特徴とする請求項1~6の何れか1項記載のサービス提供システム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本発明は、利用者が特定の提供者からサービスを享受することを支援するサービス提供 システムに関する。

【背景技術】

[0002]

近年、インターネット等の普及に伴い、個人同士におけるサービスの享受が注目を集め ている。特に、サービスを享受する対象として、外国人旅行者への需要拡大が期待されて いる。ここで、外国人旅行客は、年々、右肩上がりで増加する傾向にあり、2013年に は、年間1000万人を超える外国人が来日するようになった。特に、中国等における富 裕層の外国人旅行者は、複数回来日することも少なくない。このような外国人旅行者には 10

20

30

40

、主要の名所巡りのほかに、ショッピングモール等における買い物や、ガイドブック等に 掲載されていない地域の名所巡り等に注目が集まっている。このため、様々な地域におい て外国人旅行者にサービスを享受できることが望まれている。

[00003]

この点、特許文献 1 では、利用者が要求する情報を提供できる提供者を、他のプライバシーを侵害せず、特定することを目的としたウェアラブル端末等が開示されている。

[0004]

特許文献1では、使用時に利用者の視認可能な位置に配置されるディスプレイと、 所定のサービスの享受を希望する際に利用者が実行する所定の動作又は操作を検出する検出部と、前記検出部の検出に応じて、前記ディスプレイに表示される人のうち、前記所定のサービスを提供する提供者を識別可能な情報を、前記ディスプレイに表示する表示部と、を備えることを特徴とするウェアラブル端末装置等が開示されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

[0005]

【特許文献 1 】特開 2 0 1 5 - 2 1 9 5 3 6 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0006]

しかしながら、上述した特許文献 1 の開示技術によれば、ウェアラブル端末等を保有する利用者(例えば外国人旅行者)が、提供者を視認できる程度の範囲にいなければならず、利用者が提供者から離れている場合は対応できない。このため、大勢の人が行き交う名所等の周辺では活用できるが、ガイドブック等に掲載されていない地域の名所等の周辺においては、利用者が提供者を探すために歩き回る必要が生じる。このため、利用者が求めるサービスを享受できず、例えば目的地にたどり着けず道に迷う等の懸念が挙げられる。従って、特許文献 1 の開示技術では、様々な地域において利用者にサービスを享受することが難しい。

[0007]

そこで本発明は、上述した問題点に鑑みて案出されたものであり、その目的とするところは、様々な地域において利用者にサービスを享受することが可能となるサービス提供システムを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

[00008]

請求項1に係るサービス提供システムは、利用者が特定の提供者からサービスを享受す ることを支援するサービス提供システムであって、前記利用者が望むサービス内容を有す るリクエスト情報を取得するリクエスト取得手段と、各提供者の提供するサービス内容を 有する複数の提供者情報を、利用者端末に表示する提供者情報表示手段と、前記複数の提 供者情報のうち、前記利用者端末を介して選択された前記提供者情報を特定する特定情報 を取得する特定情報取得手段と、前記特定情報に対応する特定の提供者端末に、前記利用 者の位置情報を有する利用者情報を表示する利用者情報表示手段と、予め取得された過去 <u>のリクエスト情報、前記過去のリ</u>クエスト情報に紐づく参照情報、及び前記過去のリクエ スト情報と前記参照情報との関係の度合いを示す3段階以上の連関度が記憶された参照デ - タベースと、を備え、前記提供者情報表示手段は、前記参照データベースを参照し、前 記リクエスト情報と一致、一部一致、又は類似する前記過去のリクエスト情報を選択し、 選択された前記過去のリクエスト情報に紐づけられた参照情報を選択し、選択された前記 過去のリクエスト情報と前記参照情報との間における前記連関度に基づいて第1連関度を 算出し、算出された前記第1連関度を含む推定情報を取得し、前記推定情報に基づいて選 択された前記提供者情報を、前記利用者端末に表示することを含み、前記参照情報は、前 記提供者情報の提供履歴情報を有し、前記提供履歴情報は、複数の前記提供者が実際に提 供したサービスの情報を含み、前記連関度は、前記過去のリクエスト情報と、前記参照情 10

20

30

40

報との関係に基づき、機械学習を用いて算出され、前記提供者情報表示手段は、前記提供者の位置情報の経時変化に基づいて選択された前記提供者情報を、前記利用者端末に表示することを特徴とする。

[0009]

請求項2に係るサービス提供システムは、請求項1記載の発明において、前記提供者情報表示手段は、前記提供者の進行方向に基づいて選択された前記提供者情報を、前記利用者端末に表示することを特徴とする。

[0010]

請求項3に係るサービス提供システムは、請求項1又は2記載の発明において、前記提供者情報表示手段は、前記利用者に近づいてくる前記提供者の前記提供者情報を選択し、前記利用者端末に表示することを特徴とする。

[0011]

請求項4に係るサービス提供システムは、請求項1~3の何れか記載の発明において、前記提供者情報表示手段は、前記提供者の移動速度に基づいて選択された前記提供者情報を、前記利用者端末に表示することを特徴とする。

[0013]

請求項<u>5</u>に係るサービス提供システムは、請求項<u>1~4の何れかに</u>記載の発明において、前記<u>過去の</u>リクエスト情報は、前記利用者が過去に享受したサービスの履歴情報を有することを特徴とする。

[0014]

請求項<u>6</u>に係るサービス提供システムは、請求項1~<u>5</u>の何れか記載の発明において、前記利用者情報表示手段のあと、前記特定の提供者端末と、前記利用者端末との間の距離<u>を算出し、算出結果</u>に基づき、予め取得された前記特定の提供者を模した疑似画<u>像を</u>、前記利用者端末に表示する画像表示手段をさらに備えることを特徴とする。

[0017]

請求項<u>7</u>に係るサービス提供システムは、請求項1~<u>6</u>の何れか記載の発明において、前記複数の提供者情報は、前記サービスを提供する範囲を示す提供範囲情報を有し、前記提供者情報表示手段は、前記利用者端末を介して選択された範囲に該当する前記提供範囲情報を有する前記複数の提供者情報を、前記利用者端末に表示することを特徴とする。

【発明の効果】

[0020]

上述した構成からなる本発明によれば、利用者情報表示手段は、特定の提供者端末に、利用者の位置情報を有する利用者情報を表示する。このため、特定の提供者は、位置情報に基づいて利用者に近づくことができ、利用者は移動する必要がない。これにより、利用者が訪れる地域に関わらず、特定の提供者を探すために歩き回らずに、利用者が求めるサービスを享受できる。これにより、様々な地域において利用者にサービスを享受することが可能となる。

[0021]

また、本発明によれば、提供者情報表示手段は、提供者の位置情報の経時変化に基づいて選択された提供者情報を、利用者端末に表示する。このため、提供者が外出中や移動中の場合においても、提供者と利用者との間の距離等に応じて、利用者端末に表示する提供者情報を選択することができる。これにより、利用者がサービスを享受できる可能性を高めることが可能となる。

[0022]

また、本発明によれば、例えば提供者情報表示手段は、提供者の進行方向に基づいて選択された提供者情報を、利用者端末に表示する。このため、利用者から遠ざかっている提供者の提供者情報を表示しない等の条件を設定することができる。これにより、利用者がサービスを享受できる可能性をさらに高めることが可能となる。

[0023]

また、本発明によれば、例えば提供者情報表示手段は、利用者に近づいてくる提供者の

20

10

30

40

提供者情報を選択し、利用者端末に表示する。このため、利用者へサービスを提供できる可能性の高い提供者情報のみを表示することができる。これにより、円滑なサービスの享受を実現することが可能となる。

[0024]

また、本発明によれば、例えば提供者情報表示手段は、提供者の移動速度に基づいて選択された提供者情報を、利用者端末に表示する。このため、提供者が車で移動している場合等、利用者のいる位置を通過するのみで利用者へサービスを提供できる可能性が低い提供者情報を表示しない等の条件を設定することができる。これにより、利用者がサービスを享受できる可能性をさらに高めることが可能となる。

[0025]

また、本発明によれば、例えば提供者情報表示手段は、参照データベースを参照し、第 1連関度を含む推定情報を取得する。このため、利用者が望むサービス内容に対応する可能性の高い提供者情報を、優先的に利用者端末に表示することができる。これにより、利用者がサービスを享受できる可能性をさらに高めることが可能となる。

[0026]

また、本発明によれば、画像表示手段は、特定の提供者端末と、利用者端末との間<u>の距離を算出し、算出結果</u>に基づき、疑似画<u>像を</u>、利用者端末に表示する。このため、サービスの享受を行わない提供者の顔を晒す状況を回避できるとともに、サービスの享受が始まる直前まで、利用者に特定の提供者の顔を視認できないようにすることができる。これにより、提供者のプライバシーへの影響を抑制することが可能となる。

【図面の簡単な説明】

[0030]

【図1】図1は、実施形態におけるサービス提供システムの構成例を示す図である。

【図2】図2は、実施形態におけるサービス提供システムの提供情報の表示例を示す図である。

【図3】図3は、実施形態におけるサービス提供システムの利用者端末及び提供者端末の ハードウェア構成例を示す図である。

【図4】図4は、実施形態におけるサービス提供システムのサーバ装置のハードウェア構成例を示す図である。

【図5】図5は、実施形態におけるサービス提供システムの利用者端末及び提供者端末の機能の一例を示す図である。

【図 6 】図 6 は、実施形態におけるサービス提供システムのサーバ装置の機能の一例を示す図である。

【図7】図7は、実施形態におけるサービス提供システムの提供者情報の一例を示す図で ある

【図8】図8は、実施形態におけるサービス提供システムの利用者情報の一例を示す図である

【図9】図9は、実施形態におけるサービス提供システムの利用者情報及び提供者情報を登録する一例を示す図である。

【図10】図10は、実施形態におけるサービス提供システムの動作の一例を示すフロー ・ チャートである。

【図11】図11は、実施形態におけるサービス提供システムの各構成に対応した動作の 一例を示すタイミングチャートである。

【図12】図12(a)は、提供情報の提供範囲を選択する画面の一例を示す図であり、図12(b)及び図12(c)は、提供情報を選択する画面の一例を示す図である。

【図13】図13(a)は、特定の提供者端末に表示される利用者の位置情報の一例を示す図であり、図13(b)は、利用者端末に表示される特定の提供者の位置情報の一例を示す図である。

【図14】図14(a)は、画像表示手段の一例を示す図であり、図14(b)は、照合手段の一例を示す図である。

10

20

30

40

【図15】図15(a)及び図15(b)は、移動手段の一例を示す図である。

【図16】図16は、リクエスト取得手段及び参照データベースの一例を示す図である。

【発明を実施するための形態】

[0031]

以下、本発明を適用したサービス提供システムについて、図面を参照しながら詳細に説明をする。

[0032]

図1は、本実施形態におけるサービス提供システム1を示す図である。本実施形態におけるサービス提供システム1は、個人同士におけるサービスの享受に用いられるシステムであり、例えばシステムを介して掲載された提供者P4の所有物を、利用者P1が購入するための支援をすることができる。上記のほか、サービス提供システム1は、例えば外国人等の旅行者が観光や買い物、スポーツ観戦(例えば、ワールドカップやオリンピック等)等で日本国内に来日したときに利用するシステムである。本実施形態では、日本国内での使用を例に説明するが、サービス提供システム1が適用できる場所は、日本国外でもよく、任意である。

[0033]

サービス提供システム1は、外国人旅行者(以下、利用者P1)が特定の提供者P41からサービスを享受することを支援する。例えば図2に示すように、利用者P1の保有する利用者端末10に、各提供者P4の提供するサービス内容を有する提供者情報が表示される。利用者P1は、例えばガイドブックに記載されていない名所に行きたい場合、利用者端末10に表示された「地元の人しか知らない名所ご案内します。」を選択する。これにより、提供者P4(特定の提供者P41)が、利用者P1にサービスを提供することができる。なお、特定の提供者P41は、1人のほか、複数人でもよい。

[0034]

利用者端末10は、予め利用者P1が保有するものを用いるほか、貸出可能な場所を設けてもよい。この場合、例えば空港(又は港)、家電量販店、携帯電話販売店等に用意された所定のカウンターに、利用者P1の使用言語に応じた利用者端末10が用意されてもよい。利用者P1は、例えばカウンター内の受付人に、免許証、パスポート等の身分を証明するものや旅行日程書等を提示することにより、有償又は無償にて利用者端末10をレンタルしてもよい。このとき、受付人により、身分を証明するもの等に記載された利用者P1を特定する情報(利用者特定情報)を利用者端末10に入力することで、利用者基本情報が図1のサーバ装置30に記憶される。なお、身分を証明するものに利用者特定情報が取り出され、サーバ装置30に記憶されてもよい。

[0035]

なお、本実施形態では、利用者端末10として、スマートフォンやタブレット型の端末が用いられるほか、例えば眼鏡タイプや腕時計タイプのウェアラブル端末等が用いられてもよい。このほか、例えば利用者端末10として、スマートフォンに有線又は無線で接続される眼鏡型アクセサリが用いられてもよい。

[0036]

利用者端末10は、利用者P1が要求する情報、道案内、ガイド、通訳等のほか、物品の売買など(以下、サービスとする)を提供してくれる提供者P4を探す機能を備えている。このため、利用者端末10を介して、道案内を提供する提供者P4を選択するほか、例えば小売店やホテル、旅館等において気に入った専属員の選択、ショッピングモール(アウトレットモール)等の店舗において自分好みの服を選定してくれるスタイリストの選択等を行うことができる。

[0037]

利用者P1は、利用者端末10を起動し、所定の動作又は操作を実行することにより、利用者P1が要求するサービスを提供してくれる提供者P4を探すことができる。なお、提供者P4は、予め提供者P4が保有する提供者端末20を介して提供者P4が提供でき

10

20

30

40

20

30

40

50

るサービス内容をサーバ装置30に登録しておく。そして、提供者 P 4 は、提供者端末20を操作することにより、サービスを提供できる状態(以下、スタンバイ状態とも言う)であることをサーバ装置30に通知する。提供者端末20として、利用者端末10と同様の形態が用いられ、例えばスマートフォンやタブレット型の端末等が用いられる。なお、スタンバイ状態か否かの判断は、例えば専用のアプリケーションソフトを起動しているか否かで判断してもよい。また、提供者 P 4 は、例えば複数のサービス内容を登録してもよい。

[0038]

次に、利用者端末10、提供者端末20、及びサーバ装置30の構成を説明する。図3は、利用者端末10及び提供者端末20のハードウェア構成の一例を示す図である。以下では、利用者端末10のハードウェア構成の一例として説明するが、提供者端末20においても同様のため、説明を省略する。

[0039]

利用者端末10は、CPU(Central Processing Unit)101によって装置全体が制御されている。CPU101には、バス110を介してRAM(Random Access Memory)102と複数の周辺機器が接続される。

[0040]

RAM102は、利用者端末10の主記憶装置として使用される。RAM102には、CPU101に実行させるOS (Operating System)のプログラムやアプリケーションプログラムの少なくとも一部が一時的に格納される。また、RAM102には、CPU101による処理に使用する各種データが格納される。

[0041]

バス110には、メモリ103、グラフィック処理装置104、GPSチップ105、 撮像素子106、及び通信インタフェース107が接続され、例えば図示しない入力イン タフェース、バイブレータ、スピーカ、及びマイク等が接続されてもよい。

[0042]

メモリ103は、フラッシュメモリ等の半導体記憶装置である。メモリ103は、データの書き込み及び読み出しを行う。メモリ103には、OSのプログラム、アプリケーションプログラム、及び各種データが格納される。

[0043]

グラフィック処理装置104には、ディスプレイ10aが接続される。グラフィック処理装置104は、CPU101からの命令に従って、画像をディスプレイ10aの画面に表示させる。ディスプレイ10aとしては、液晶ディスプレイや有機ELディスプレイ等が挙げられる。

[0044]

GPSチップ105は、GPS衛星が発する電波を受信し、現在位置(緯度、経度)を割り出す。GPSチップ105は、割り出した現在位置を位置情報として、CPU101に送信する。

[0045]

撮像素子106は、CPU101からの命令に従って、静止画像又は動画像を撮像する。撮像した画像は、CPU101によりRAM102やメモリ103に記憶される。撮像素子106は、利用者端末10の表面に設置された図示しない撮像部の信号に基づいて撮像する。撮像部は、例えばCCD(Charge Coupled Device)又はCMOS(Complementary Metal-Oxide Semiconductor)等のイメージセンサを有する。

[0046]

通信インタフェース107は、ネットワーク50に接続される。通信インタフェース107は、ネットワーク50を介して、他の端末、サーバ装置30、又は通信機器との間でデータを送受信する。本実施形態では、直接ネットワーク50に接続する例を説明したが、これに限らず、例えばテザリング機能やBLE(Bluetooth(登録商標) Low Energy)等を用いた任意の方法によりネットワーク50又は直接他の端末等に接続してもよい。な

20

30

40

50

お、サーバ装置30は、国内外に設けられてもよく、クラウドシステムを用いてもよい。

[0047]

例えば図示しない入力インタフェースには、シャッターやタッチパッドが接続されてもよい。入力インタフェースは、シャッターやタッチパッドから送られる信号を、CPU101に送信する。シャッターは、撮像部における撮像のタイミングを制御する。タッチパッドは、利用者P1がディスプレイ10aに表示された選択肢を選択するとき等に用いられる。シャッターやタッチパッドは、例えばディスプレイ10aを介したタッチパネルにより実現してもよい。

[0048]

以上のようなハードウェア構成によって、利用者端末10及び提供者端末20の処理機能を実現することができる。

[0049]

図4は、サーバ装置30のハードウェア構成の一例を示す図である。

[0050]

サーバ装置30は、CPU301によって装置全体が制御される。CPU301には、 バス308を介してRAM302と複数の周辺機器が接続される。

[0051]

RAM302は、サーバ装置30の主記憶装置として使用される。RAM302には、CPU301に実行させるOSのプログラムやアプリケーションプログラムの少なくとも一部が一時的に格納される。また、RAM302には、CPU301による処理に使用する各種データが格納される。

[0052]

バス 3 0 8 には、ハードディスクドライブ(HDD:Hard Disk Drive)3 0 3 、グラフィック処理装置 3 0 4 、入力インタフェース 3 0 5 、ドライブ装置 3 0 6 、及び通信インタフェース 3 0 7 が接続される。

[0053]

ハードディスクドライブ303は、内蔵したディスクに対して、磁気的にデータの書き込み及び読み出しを行う。ハードディスクドライブ303は、サーバ装置30の二次記憶装置として使用される。ハードディスクドライブ303には、OSのプログラム、アプリケーションプログラム、及び各種データが格納される。なお、ハードディスクドライブ303の代わりに、SSD(solid state drive)が用いられてもよい。また、二次記憶装置として、フラッシュメモリ等の半導体記憶装置が用いられてもよい。

[0054]

グラフィック処理装置304には、モニタ304aが接続される。グラフィック処理装置304は、CPU301からの命令に従って、画像等をモニタ304aの画面に表示させる。

[0055]

入力インタフェース 3 0 5 には、キーボード 3 0 5 a とマウス 3 0 5 b とが接続されている。入力インタフェース 3 0 5 は、キーボード 3 0 5 a やマウス 3 0 5 b から送られてくる信号を C P U 3 0 1 に送信する。なお、マウス 3 0 5 b は、ポインティングデバイスの一例であり、他のポインティングデバイスを使用することもできる。他のポインティングデバイスとしては、例えばタッチパネル、タブレット、タッチパッド、トラックボール等が挙げられる。

[0056]

ドライブ装置 3 0 6 は、例えば、光の反射によって読み取り可能なようにデータが記録された光ディスクや、USB (Universal Serial Bus) メモリ等の持ち運び可能な記録媒体に記録されたデータの読み取りを行う。例えば、ドライブ装置 3 0 6 が光学ドライブ装置である場合、レーザ光等を利用して、光ディスク 2 0 0 に記録されたデータの読み取りを行う。光ディスク 2 0 0 には、Blu-ray (登録商標)、DVD (Digital Versatile Disc)、DVD-RAM、CD-ROM (Compact Disc Read Only Memory)、CD

20

30

40

- R (Recordable) / R W (ReWritable) 等が挙げられる。

[0057]

通信インタフェース307は、ネットワーク50に接続されている。通信インタフェース307は、ネットワーク50を介して、他のコンピュータ又は通信機器との間でデータを送受信する。

[0058]

以上のようなハードウェア構成によって、本実施形態の処理機能を実現することができる。

[0059]

図3に示すハードウェア構成の利用者端末10内及び提供者端末20内には、以下のような機能が設けられる。

[0060]

図5は、利用者端末10及び提供者端末20の機能の一例を示すブロック図である。以下では、利用者端末10の機能の一例として説明するが、提供者端末20においても同様のため、説明を省略する。

[0061]

利用者端末10は、制御部11と、検出部12と、受信部13と、発信部14とを有する。なお、制御部11、検出部12、受信部13、及び発信部14は、CPU101により実現することができる。

[0062]

制御部11は、利用者端末10全体を制御する。例えば、制御部11は、撮像素子106から撮像した画像や、GPSチップ105から利用者端末10の位置情報を取得し、情報の内容や状況に応じてディスプレイ10aへの表示や、メモリ103への記憶を実行する。

[0063]

検出部12は、利用者P1がディスプレイ10aに表示されるメニュー項目や選択項目を選択する際に実行する、タップ動作やスワイプ動作等を検出する。検出部12は、検出した情報を制御部11に送る。これにより、制御部11は、検出した情報に応じた処理を実行する。

[0064]

受信部13は、サーバ装置30等の外部から利用者端末10に送信される提供者情報等の各種情報を取得し、制御部11に送る。発信部14は、利用者端末10から提供者端末20やサーバ装置30等の外部に、各種情報を送信する。

[0065]

図6は、サーバ装置30の機能の一例を示すブロック図である。

[0 0 6 6]

サーバ装置30は、提供者情報記憶部31と、利用者情報記憶部32と、画像記憶部3 3と、制御部34とを有する。

[0067]

提供者情報記憶部31には、提供者情報が記憶される。提供者情報は、提供者P4がサービス提供システム1を利用する際、例えば初期登録時に入力した提供者P4に関する情報や、提供者P4が利用者P1に対して提供するサービス内容等を有する。このほか、提供者情報は、例えばサービスの提供に対応するポイント、電子マネー、仮想コイン、及びクレジットデータ情報の少なくとも1つを含む対価情報が関連づけられた情報を有する。なお、電子マネーは、例えば銀行口座の残高と連動してもよく、対価情報の移動に伴い、銀行口座の残高が変動するようにしてもよい。また、クレジットデータ情報は、例えばバンドルカードの情報、プリペイドカードの情報等を含み、あらゆる決済に用いられる情報を含む。すなわち、「対価情報」は、ポイント、電子マネー、仮想コイン、及びクレジットデータ情報の少なくとも1つの個人情報と、残高等の情報とを含む。

[0068]

利用者情報記憶部32には、利用者情報が記憶される。利用者情報は、利用者P1がサービス提供システム1を利用する際、例えば初期登録時に入力した利用者P1に関する情報や、パスポート番号等の利用者特定情報を有する。このほか、利用者情報は、サービスの享受に用いる対価情報が関連づけられた情報を有する。

[0069]

画像記憶部33には、予め取得された提供者P4及び利用者P1の顔画像(参照用顔画像)及び疑似画像が、画像IDに関連づけられて記憶される。例えば、提供者情報には、提供者端末IDと顔画像IDとが関連づけられて記憶され、利用者情報には、利用者端末IDと顔画像IDとが関連づけられて記憶される。この場合、提供者端末IDと、提供者P4の顔画像及び疑似画像とが実質的に関連づけられ、利用者端末IDと、利用者P1の顔画像及び疑似画像とが実質的に関連づけられている。

[0070]

顔画像は、提供者P4又は利用者P1の顔を撮影した画像を示す。顔画像を用いることで、サービス提供システム1を利用する上でのセキュリティの強化につなげることができる。

[0071]

疑似画像は、提供者 P 4 又は利用者 P 1 を模した画像を示す。疑似画像として、例えば提供者 P 4 又は利用者 P 1 をモデルとしたキャラクター(アバター)が用いられるほか、提供者 P 4 又は利用者 P 1 の好みに合わせた画像が用いられてもよい。これにより、サービス提供システム 1 の利用に伴うプライバシーへの影響の抑制につなげることができる。

[0072]

なお、画像記憶部33には、例えば提供者 P 4 が提供する物品の画像、又は、サービスを紹介する静止画像若しくは動画像等が記憶されてもよい。

[0073]

制御部34は、提供者情報記憶部31、利用者情報記憶部32、及び画像記憶部33に各種情報を記憶させること、及び記憶された各種情報を取出すことを制御し、利用者端末10及び提供者端末20等に対する各種情報の送受信を制御する。制御部34は、例えば利用者端末10からの各種情報提供の要求に応じて、利用者P1が要求するサービスに対して、提供できる提供者P4に関する情報を、利用者端末10に送信する。また、制御部34は、利用者P1が選択した特定情報に対応する特定の提供者端末21に、利用者情報を送信する。また、制御部34は、情報提供の際に行われる利用者P1及び提供者P4の保有する対価情報の移動を管理する。

[0074]

提供者情報は、例えば図7に示すように、テーブル化されて記憶される。図7に示すテーブルT1には、例えば提供者端末ID、画像ID、氏名、住所、性別、年齢、職業、提供(提供できるサービス)、言語(通訳できる言語)、位置情報、状態、提供履歴情報、及び対価情報(図7ではポイントを示す)の欄が設けられる。横方向に並べられた情報が、各提供者P4の提供情報として互いに関連づけられている。なお、各欄の有無は、任意に設定することができ、必要に応じて種類を増減させることができる。

[0075]

提供者端末IDの欄には、提供者P4が保有する提供者端末20毎に割り振られた端末装置固有のID(例えば「01」、「02」等)が設定される。画像IDの欄には、提供者P4の顔画像及び疑似画像を識別するID(例えば「F1」、「F2」等)が設定される。顔画像及び疑似画像は、例えば初期登録時等に提供者端末20等から受信する。なお、疑似画像は、提供者P4によって任意に変更できるようにしてもよい。

[0076]

また、顔画像は、例えば正面のぼやけていない画像のみ登録できるように設定してもよく、登録は一度のみに設定してもよい。これにより、サービス提供システム 1 の悪用やトラブルを防止することが可能となる。

[0077]

10

20

30

氏名の欄には、提供者P4の氏名(例えば「山田一郎」、「佐藤二郎」等)が設定される。住所の欄には、提供者P4の住所(例えば「東京都・・・」、「埼玉県・・・」等)が設定される。性別の欄には、提供者P4の性別(例えば「男」等)が設定される。年齢の欄には、提供者P4の年齢(例えば「25」、「37」等)が設定される。職業の欄には、提供者P4の職業(例えば「会社員」、「自営業」等)が設定される。

[0078]

提供の欄には、提供者P4が提供できるサービスの情報(例えば「通訳」、「案内」等のほか、観光名所案内、食べ物案内、会場案内、物品の売買等)が設定される。提供の欄には、例えば図2に示した「地元の人しか行かない名所ご案内します。」等の利用者P1にアピールする内容が記憶されてもよい。なお、提供の欄には、例えば提供者P4の提供するサービスに対する対価、及びサービスを提供できる時間帯を示す時間情報の少なくとも何れかが記憶されてもよい。

[0079]

言語の欄には、提供者 P 4 が対応できる言語(例えば「英語」、「仏語」等)が 1 つ以上設定される。

[0800]

位置情報の欄には、提供者P4の位置情報(例えば緯度及び経度を導出可能な「D1」、「D2」等)が設定される。位置情報は、一定周期で提供者端末20から受信して更新されるほか、例えば提供者P4がスタンバイ状態を知らせる情報と同時に提供者端末20から受信して更新されてもよく、提供者P4が入力した位置情報を提供者端末20から受信して更新されてもよい。

[0081]

本実施形態では、更新前後の位置情報が記憶されるため、位置情報の経時変化に基づき、提供者情報を選択するか否かを設定することができる。位置情報の経時変化に基づき、例えば特定の時間における位置情報の差分を算出することで、提供者P4の進行方向、及び移動速度等を導くことができる。また、位置情報の経時変化に基づき、利用者P1に近づいてくる提供者P4を特定することもできる。このため、提供者P4が外出中や移動中の場合においても、提供者P4と利用者P1との間の距離等に応じて、利用者端末10に表示する提供者情報を選択することができる。

[0082]

位置情報は、例えば提供範囲情報と、提供場所情報とを有する。提供範囲情報は、サービスを提供する範囲を示す。提供場所情報は、サービスを提供する場所を示す。提供範囲情報及び提供場所情報の少なくとも何れかを有することで、サービスの提供可能範囲を設定することができる。これにより、サービスの享受を円滑に行うことができる。

[0083]

状態の欄には、提供者P4がサービスを提供できる状態(例えば「スタンバイ状態」、「オフ」等)を識別する情報が設定される。なお、複数の提供内容を有する場合、提供内容毎に状態を設定してもよい。

[0084]

提供履歴情報は、提供者P4が過去に提供したサービスの履歴を有する。提供者履歴情報は、例えばサービスを提供した日時、場所のほか、例えば利用者P1から受け取ったポイント等、利用者P1の評価結果等を有してもよい。

[0085]

テーブルT1におけるポイントの欄には、提供者P4が保有するポイント(例えば「1 230」、「540」等の累積値)が設定される。なお、ポイント以外の対価情報におい ても、同様に設定される。

[0086]

利用者情報は、例えば図8に示すように、テーブル化されて記憶される。図8に示すテーブルT2には、例えば利用者端末ID、画像ID、氏名、国籍、言語、性別、年齢、利用者特定情報、位置情報、享受履歴情報、及び対価情報(図8ではポイント)の欄が設け

10

20

30

40

られる。横方向に並べられた情報が、各利用者 P 1 の利用者情報として互いに関連づけられている。なお、上述したテーブル T 1 と同様に、各欄の有無は、任意に設定することができ、必要に応じて種類を増減させることができる。

[0087]

利用者端末IDの欄には、利用者P1が保有する利用者端末10毎に割り振られた端末装置固有のID(例えば「01」、「02」等)が設定される。例えば利用者P1がレンタル品の利用者端末10を紛失した場合には、この利用者端末IDを見ることで、どの利用者端末10を紛失したのかを特定することができる。画像IDの欄には、利用者P1の顔画像及び疑似画像を識別するID(例えば「G1」、「G2」等)が設定されている。顔画像及び疑似画像は、例えば初期登録時等に利用者端末10等から受信する。なお、疑似画像は、利用者P1によって任意に変更できるようにしてもよい。

[0088]

また、顔画像は、例えば正面のぼやけていない画像のみ登録できるように設定してもよく、登録は一度のみに設定してもよい。これにより、サービス提供システム 1 の悪用やトラブルを防止することが可能となる。

[0089]

氏名の欄には、利用者P1の氏名が設定される。国籍の欄には、利用者P1の国籍(例えば「中国」、「日本」等)が設定される。言語の欄には、利用者P1が話す言語が1つ以上設定される。性別の欄には、利用者P1の性別が設定される。年齢の欄には、利用者P1の年齢が設定される。利用者特定情報の欄には、利用者P1が所持する免許証やパスポート番号等の利用者P1を特定する情報が設定される。

[0090]

位置情報の欄には、利用者P1の位置情報(例えば緯度及び経度を導出可能な「E1」、「E2」等)が設定される。位置情報は、一定周期で利用者端末10から受信して更新されるほか、例えば利用者P1が提供者情報を取得するときに、利用者端末10から受信して更新されてもよく、利用者P1が入力した位置情報を利用者端末10から受信して更新されてもよい。

[0091]

本実施形態では、更新前後の位置情報が記憶されるため、位置情報の経時変化に基づき、提供者情報を表示するか否かを設定することができる。位置情報の経時変化に基づき、例えば特定の時間における位置情報の差分を算出することで、利用者P1の進行方向、及び移動速度等を導くことができる。また、位置情報の経時変化に基づき、利用者P1の移動先を特定することもできる。このため、利用者P1が電車等で移動中の場合においても、利用者P1の位置情報の経時変化に応じて、利用者端末10に表示する提供者情報を選択することができる。

[0092]

テーブルT2におけるポイントの欄には、利用者P1の保有するポイントが設定される。なお、ポイント以外の対価情報においても、同様に設定される。例えば利用者端末10をレンタルする場合、初期ポイント等として予め設定されてもよい。

[0093]

なお、本実施形態におけるサービス提供システム 1 の登録は、例えば任意の会員カード等の登録と同時に行えるようにしてもよい。すなわち、例えば図 9 に示すように、利用者 P 1 及び提供者 P 4 は、最寄りのコンビニエンスストア等で用いられるポイントカード等の登録と同時に、サービス提供システム 1 の登録を行うことができる。ポイントカード等の登録の際、利用者 P 1 又は提供者 P 4 の顔画像も必要となるため、ポイントカード等が他人に悪用されることも防止できる。

[0094]

また、サービス提供システム 1 の登録は、日本以外のコンビニエンスストア等で行って もよい。このほか、利用者端末 1 0 及び提供者端末 2 0 を用いたインターネットを介して 行うことができ、この場合、例えばサービス提供システム 1 を実現するためのアプリケー 10

20

30

40

ションソフトを、利用者端末10及び提供者端末20にダウンロードするようにしてもよい。このため、日本以外の国でも登録ができ、外国人旅行者は予めサービス提供システム 1に登録を済ませた後に来日することができるため、円滑な利用が可能となる。

[0095]

上記のほか、例えば空港等において、従業者等が利用者 P 1 の登録手続きをサポートできるようにしてもよい。

[0096]

また、利用者情報又は提供者情報における対価情報は、利用者端末10又は提供者端末20を用いたインターネット上で振込又は引出等の手続きを行えるほか、例えばインターネットに接続された端末を介して振込又は引出を行ってもよい。このほか、例えばコンビニエンスストア、小売店等に備え付けの端末やレジ等により対価情報の振込又は引出を行えるようにしてもよい。このとき、例えばクレジット決済によりポイント等の対価情報を購入し、利用者情報又は提供者情報における対価情報に振込むこともできる。すなわち、本実施形態におけるサービス提供システム1では、あらゆる通貨を対価情報として代替することができる。このとき、例えば利用者P1及び提供者P4の用いる対価情報の種類が互いに異なる場合(例えば中国通貨に対してポイント等)においても、為替レート等を参照することで、互いに不利益を被らないように対価情報を移動させることが可能である。

[0097]

次に、本実施形態におけるサービス提供システム1の動作の一例について説明する。図10は、本実施形態におけるサービス提供システム1の動作の一例を示すフローチャートであり、図11は、各構成に対応した動作の一例を示すタイミングチャートである。

[0098]

<提供者情報表示手段:S110>

先ず、各提供者 P 4 の提供するサービス内容を有する複数の提供者情報を、利用者端末 1 0 に表示する(提供者情報表示手段 S 1 1 0)。サーバ装置 3 0 の制御部 3 4 は、提供 者情報を利用者端末 1 0 に発信する。利用者端末 1 0 の制御部 1 1 は、受信部 1 3 を介して提供者情報を取得し、ディスプレイ 1 0 a に表示する。これにより、利用者 P 1 は、享受を希望するサービスを選択することができる。

[0099]

サーバ装置30の制御部34は、例えば利用者P1が享受を希望する提供者情報のみを、利用者端末10に発信してもよい。この場合、制御部34は、利用者端末10から利用者P1の望む提供者情報に関する情報を取得し、テーブルT1を参照して対応する提供者情報のみを利用者端末10に発信する。なお、制御部34は、利用者P1の望む提供者情報に関する情報と同時に、利用者端末10の位置情報を取得してもよい。

[0100]

制御部11は、例えば図2に示すように、一度に複数の提供者情報をディスプレイ10aに表示するほか、例えば各提供者情報を順番に表示してもよく、例えば地図上に提供者P4の位置情報を表示し、利用者P1が選択すると提供者情報の詳細が表示されてもよい

[0101]

サーバ装置30の制御部34は、例えば提供者P4の位置情報の経時変化に基づいて、 提供者情報を選択し、利用者端末10に発信する。このとき、利用者端末10の制御部1 1は、提供者P4の位置情報の経時変化に基づいて選択された提供者情報を、利用者端末 10のディスプレイ10aに表示する。

[0102]

サーバ装置30の制御部34は、例えば提供者P4の進行方向に基づいて、提供者情報を選択し、利用者端末10に発信する。このとき、利用者端末10の制御部11は、提供者P4の進行方法に基づいて選択された提供者情報を、利用者端末10のディスプレイ10aに表示する。例えば制御部34は、利用者P1に近づいてくる提供者P4の提供者情報を選択する。

10

20

30

40

[0103]

サーバ装置30の制御部34は、例えば提供者P4の移動速度に基づいて、提供者情報を選択し、利用者端末10に発信する。このとき、利用者端末10の制御部11は、提供者P4の移動速度に基づいて選択された提供者情報を、利用者端末10のディスプレイ10aに表示する。

[0104]

例えば、提供者情報がサービスを提供する範囲を示す提供範囲情報を有する場合、サーバ装置30の制御部34は、例えば図12(a)に示すように、提供者情報を提供範囲毎に分類した状態で、利用者端末10に発信する。このとき、利用者端末10の制御部11は、例えば図12(b)及び図12(c)に示すように、利用者端末10を介して選択された範囲に該当する提供範囲情報を有する複数の提供者情報を、利用者端末10に表示する。このため、提供者P4が利用者P1の目視では確認できない場所にいる場合においても、利用者端末10に提供者P4の提供者情報を表示することができ、享受するサービスの選択肢を飛躍的に拡大することができる。

[0105]

例えば、提供者情報は、サービスを提供する場所を示す提供場所情報を有する。このとき利用者端末10の制御部11は、例えば利用者端末10から半径2000m以内の範囲に含まれる提供者端末20を保有する提供者P4の提供者情報を表示する。このため、提供者P4が利用者P1の目視では確認できない場所にいる場合においても、利用者端末10に提供者P4の提供者情報を表示することができ、享受するサービスの選択肢を飛躍的に拡大することができる。

[0106]

なお、利用者端末10に、提供者P4の顔画像を表示するか否かを、各提供者P4又はサービス提供システム1の管理者等が設定してもよい。提供者P4の顔画像を表示しない設定とすることで、提供者P4のプライバシーを守ることができる。また、提供者P4の顔画像を表示すると設定することで、利用者P1が提供者P4を探し易くすることができる。なお、現段階で利用者端末10に顔画像を表示しない場合は、アバター等の疑似画像のみを表示してもよい。

[0107]

< 特定情報取得手段: S 1 2 0 >

次に、複数の提供者情報のうち、利用者端末10を介して選択された提供者情報を特定する特定情報を取得する(特定情報取得手段S120)。利用者端末10の検出部12は、利用者P1が選択した利用者情報を検出し、制御部11に特定情報として送る。制御部11は、発信部14を介してサーバ装置30に特定情報(アクセス要求)を発信し、サーバ装置30の制御部34は、特定情報を取得する。

[0108]

なお、制御部11は、周期的、又は利用者P1の任意のタイミングで利用者端末10の位置情報を発信してもよい。このほか、例えば制御部11は、特定情報の発信と同時に、利用者端末10の位置情報を発信してもよい。この場合、サーバ装置30の制御部34は、特定情報及び位置情報を同時に取得する。これにより、利用者端末10とサーバ装置30との間の通信期間を短くすることができ、利用者端末10の電池の消耗を低減させることができる。なお、制御部34は、位置情報を取得したあと、テーブルT2における利用者P1に対応する位置情報を更新する。また、特定情報として、特定の提供者情報を選択できる情報であれば任意であり、例えば提供者ID及びサービスの情報が含まれる。

[0109]

< 利用者情報表示手段: S 1 3 0 >

次に、特定情報に対応する特定の提供者端末21に、利用者P1の位置情報を有する利用者情報を表示する(利用者情報表示手段S130)。サーバ装置30の制御部34は、テーブルT1を参照して、特定情報に対応する提供情報を選択する。制御部34は、選択した特定情報に対応する特定の提供者端末21に、特定情報を発信した利用者端末10に

10

20

30

40

対応する利用者情報を発信する。特定の提供者端末21の制御部は、受信部を介して利用者情報を取得し、ディスプレイに表示する。これにより、特定の提供者P41は、利用者P1を探すことができ、利用者P1の待つ位置まで移動することが可能となる。このとき、利用者P1の待つ位置まで容易に移動することが可能となる。

[0110]

特定の提供者端末21は、例えばメール形式で利用者情報の受信を特定の提供者P41に報知するほか、例えば音により報知してもよい。特定の提供者端末21は、例えば図13(a)に示すように、地図上に利用者P1の位置情報(図13aでは黒丸)を表示する。このとき、利用者P1の位置のみを示すほか、例えば位置を示すアイコンを選択することで、利用者情報の詳細が表示されるようにしてもよい。

[0111]

なお、例えば特定の提供者端末21は、利用者情報を取得することで、利用者端末10との通信を可能にしてもよい。この場合、例えば利用者端末10と特定の提供者端末21との間でメール、チャット、音声通話等を実現できるようにしてもよい。また、例えば特定の提供者端末21は、利用者情報に加えて利用者P1の顔画像を表示してもよい。これにより、特定の提供者P41が、利用者P1を探し易くすることが可能となる。なお、例えば特定の提供者端末21に、利用者P1の顔画像又は疑似画像を表示するか否かを、利用者P1又はサービス提供システム1の管理者等が設定してもよい。利用者P1の顔画像を表示せずに疑似画像のみ表示する設定とすることで、利用者P1のプライバシーを守ることができる。

[0112]

< 画像表示手段: S 1 4 0 >

例えば、利用者情報表示手段S130のあと、予め取得された特定の提供者P41を模した疑似画像、又は特定の提供者P41の顔画像(参照用顔画像)を利用者端末10に表示してもよい(画像表示手段S140)。画像表示手段S140は、例えば特定の提供者端末21と、利用者端末10との間の距離が所定距離以下(例えば100m以下)のときに実行されるように設定してもよい。画像表示手段S140は、例えばBLEを用いて行われる。このため、消費電力を抑えた状態での画像表示が可能となる。

[0113]

サーバ装置30の制御部34は、例えば周期的に特定の提供者端末21から位置情報を取得する。制御部34は、特定の提供者端末21と、利用者端末10との間の距離を算出し、算出結果が所定距離以上のときに疑似画像を利用者端末10に発信し、所定距離未満のときに参照用顔画像を利用者端末10に発信する。これにより、例えば図14(a)に示すように、利用者端末10のディスプレイ10aには、特定の提供者端末21と利用者端末10との間の距離が、所定距離以上のときに疑似画像が表示され、所定距離未満のときに参照用顔画像が表示される。上記所定距離は15mが望ましく、これにより、利用者P1は、特定の提供者P4を容易に探すことが可能となる。また、特定の提供者P41が利用者P1に近づいたときに参照用顔画像が発信されるため、特定の提供者P41のプライバシーの保護に繋げることが可能である。

[0114]

なお、例えば図13(b)に示すように、利用者端末10は、特定の提供者端末21の位置情報を取得してもよい。この場合、利用者端末10は、地図上に特定の提供者P41の位置情報(図13(b)では星印)を表示するほか、例えば利用者端末10と特定の提供者端末21との間の距離を表示してもよい。

[0115]

< 照合手段: S 1 5 0 >

例えば、利用者端末10を介して撮影された特定情報に対応する特定の提供者P41の 顔画像を取得し、顔画像と、特定の提供者P41の参照用顔画像とを照合してもよい(照 合手段S150)。これにより、利用者P1が特定の提供者P41と思われる人物と合流 10

20

30

40

20

30

40

50

したとき、特定の提供者 P 4 1 を確実に確認でき、利用者 P 1 がサービスを享受する際における安心感を向上させることが可能となる。また、サービスの享受に伴い対価情報を移動させる場合、照合手段 S 1 5 0 を用いることで、不正を防止することが可能となる。

[0116]

利用者端末10の制御部11は、撮像素子106を介して撮像された特定の提供者 P 4 1 の顔画像を取得する(ステップS151)。制御部11は、発信部14を介して特定の提供者 P 4 1 の顔画像をサーバ装置30へ発信する(ステップS152)。サーバ装置30の制御部34は、特定の提供者 P 4 1 の顔画像を取得し、画像記憶部33に記憶された特定の提供者 P 4 1 の参照用顔画像と照合する(ステップS153)。制御部34は、各顔画像が一致すると判定した場合、利用者端末10及び特定の提供者端末21に、承認完了情報を発信する(ステップS154)。利用者端末10及び特定の提供者端末21に、承認完了情報を取得し、利用者 P 1 及び特定の提供者 P 4 1 に報知する。これにより、例えば図14(b)に示すように、利用者 P 1 が特定の提供者 P 4 1 が利用者 P 1 へサービスを安全に享受することが可能となる。例えば制御部34は、各顔画像が一致しないと判定した場合、利用者端末10にその旨を知らせる情報を発信する。これにより、利用者 P 1 は、特定の提供者 P 4 1 を改めて探す必要があることを認識することができる。

[0117]

なお、照合手段S150の代わりとして、特定の提供者P41の顔と、参照用顔画像とを、利用者P1が照合してもよい。この場合、利用者端末10に表示された承認完了を知らせるアイコン(承認完了情報)を選択することで、利用者端末10からサーバ装置30及び特定の提供者端末21に、承認完了情報が送信されてもよい。

[0118]

< 移動手段: S 1 6 0 >

次に、例えば利用者端末10を介して選択されたサービス完了情報を取得し、利用者P1の保有するポイント、電子マネー、仮想コイン、及びクレジットデータ情報の少なくとも1つを含む対価情報を、特定の提供者P41の保有する対価情報へ移動させてもよい(移動手段S160)。すなわち、特定の提供者P41から利用者P1へのサービスの提供が完了したあと、利用者P1が利用者端末10に表示されたサービス完了を知らせるアイコン(サービス完了情報)を選択することで、ポイント等を含む対価情報の移動が可能となる。このため、例えば図15(a)に示すように、サービスの提供に対する対価情報の移動は、サーバ装置30を介して行われるため、両者間におけるトラブル等を抑制することが可能となる。また、例えば図15(b)に示すように、移動する対価情報の一部を、運営会社等に移動するように設定してもよい。

[0119]

利用者端末10の検出部12は、利用者P1が選択したサービス完了情報を検出し、制御部11に送る。制御部11は、発信部14を介してサーバ装置30にサービス完了情報を発信し、サーバ装置30の制御部34は、サービス完了情報を取得する(ステップS161)。制御部34は、利用者P1の保有する対価情報を、特定の提供者P41に移動する(ステップS162)。

[0120]

制御部34は、例えば提供者情報の有する対価情報の値に基づいて、対価情報を移動する。例えば図2に示すように、提供者P4の提供する「日本人しか行かないお好み焼き店ご案内します。」というサービスを享受する場合、移動する対価情報(ポイント)は、1000である。また、例えば提供者情報の有する対価情報には、上限が設定してあってもよい。この場合、利用者P1が上限以下の値を任意に設定することが可能となる。

[0121]

対価情報の移動(ステップS 1 6 3)が完了したあと、制御部 3 4 は、利用者端末 1 0 及び特定の提供者端末 2 1 に、対価情報移動完了の旨の情報を発信する(ステップS 1 6 4)。利用者端末 1 0 及び特定の提供者端末 2 1 は、対価情報移動完了の旨の情報を取得

し、利用者P1及び特定の提供者P41に報知する。

[0122]

<評価手段:S170>

次に、例えば利用者端末10を介して選択されたサービスの評価情報を取得してもよい(評価手段S170)。例えば、特定の提供者P41から利用者P1へのサービスの提供が完了したあと、利用者P1が利用者端末10に表示されたサービス完了情報を選択すると、評価アイコンが表示される。評価アイコンは、例えば「非常に良い」、「良い」、「普通」、「悪い」、及び「非常に悪い」の5つを有する。利用者端末10は、選択された評価アイコンに基づき評価情報を生成し、サーバ装置30へ送信する。

[0 1 2 3]

この場合、例えば評価が低い提供者 P 4 に対して、登録抹消の勧告やサービスの改善等の提案をすることができ、改善されない場合は、提供者 P 4 の登録抹消を実行してもよい。これにより、提供者 P 4 1 のサービスに対する評価を把握することができ、提供されるサービスの品質向上につなげることが可能となる。

[0124]

これにより、サービス提供システム1における一連の動作が完了し、その後、利用者P1の要求に応じて、再び提供者情報表示手段S110が行われる。

[0125]

< リクエスト取得手段: S 1 0 1 >

例えば図16に示すように、提供者情報表示手段S110のまえに、例えば利用者P1が望むサービス内容を有するリクエスト情報を取得してもよい(リクエスト取得手段S101)。利用者端末10の制御部11は、利用者P1が享受したいサービス内容を取得し、リクエスト情報としてサーバ装置30に送信する。サーバ装置30の制御部34は、取得したリクエスト情報に基づき推定情報を取得し、推定情報に基づいて選択された提供者情報を、利用者端末10に送信する。これにより、利用者端末10のディスプレイ10aには、提供者情報が表示される。

[0126]

制御部34は、例えば提供者情報記憶部31に記憶された参照データベースを参照し、推定情報を取得する。参照データベースには、予め取得された過去のリクエスト情報、参照情報、及び過去のリクエスト情報と参照情報との間における3段階以上の連関度が記憶される。過去のリクエスト情報及び参照情報は、複数のデータを有し、それぞれ関係の度合いを示す連関度で紐づいている。連関度は、例えば10段階や5段階等の3段階以上の連関度で示される(図16では百分率及び線の特徴で表示)ほか、例えば「関連あり」及び「関連なし」等の2段階で示される。例えば、過去のリクエスト情報に含まれる「リクエストA」は、参照情報の案内情報に含まれる「案内A」との間における連関度「80%」を示し、参照情報の物販情報に含まれる「物販A」との間の連関度「10%」を示す。

[0127]

参照データベースは、例えば連関度を算出できるアルゴリズムを有する。参照データベースとして、例えば過去の対象情報、参照情報、及び連関度に基づいて最適化された関数 (分類器)が用いられてもよい。

[0128]

過去のリクエスト情報及び参照情報は、例えばテキストデータ形式で参照データベース に記憶されるほか、例えば数値、行列(ベクトル)、又はヒストグラム等のデータ形式で 記憶されてもよい。

[0129]

連関度は、過去のリクエスト情報と、参照情報との関係に基づき算出される。連関度は、例えば機械学習を用いて算出される。機械学習には、例えば深層学習が用いられる。

[0130]

過去のリクエスト情報は、例えば利用者情報の享受履歴情報を有する。このため、利用者P1が過去にサービス内容をリクエストした情報のほか、実際に享受されたサービスの

10

20

30

40

情報を含むことができる。

[0131]

参照情報は、例えば提供者情報の提供履歴情報を有する。このため、提供者 P 4 が実際に提供したサービスの情報を含むことができる。参照情報は、例えば提供者情報の位置情報を有する。このため、提供者 P 4 の過去の動向を踏まえた推定情報を取得することができる。これにより、利用者 P 1 がサービスを享受できる可能性を飛躍的に高めることが可能となる。

[0132]

推定情報は、リクエスト情報と、参照情報との間における3段階以上の第1連関度を含む。制御部34は、例えばリクエスト情報と一致、一部一致、又は類似する過去のリクエスト情報を選択し、選択された過去のリクエスト情報に紐づけられた参照情報を選択し、選択された過去のリクエスト情報との間における連関度に基づいて第1連関度を算出する。制御部34は、例えば図16では、リクエスト情報の「リクエストA」と一致する過去のリクエスト情報の「リクエストA」を選択し、「リクエストA」に紐づく参照情報の「案内A」及びその間の第1連関度「80%」、並びに、参照情報の「物販A」及びその間の第1連関度「10%」を含む推定情報を取得する。

[0133]

上述したリクエスト取得手段 S 1 0 1 では、 3 段階以上に設定されている連関度に基づいて、提供者情報を選択できる点に特徴がある。連関度は、例えば 0 ~ 1 0 0 %までの数値で記述することができるほか、 3 段階以上の数値で記述できればいかなる段階で構成されていてもよい。

[0134]

このような連関度に基づいて、リクエスト情報に対応させる提供者情報の候補として選ばれる参照情報において、連関度の高い又は低い順に参照情報を表示することが可能となる。このように連関度の順に表示することで、利用者 P 1 が選ぶ可能性の高い提供者情報を優先的に選択することができる。他方、利用者 P 1 が選ぶ可能性の低い提供者情報も除外せずに表示できるため、見逃すことなく選択することが可能となる。

[0135]

上記に加え、例えば連関度が1%のような極めて低い場合も見逃すことなく評価することができる。連関度が極めて低い参照情報であっても、僅かな兆候として繋がっていることを示しており、見逃しや誤認を抑制することが可能となる。

[0136]

本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、利用者情報表示手段S130は、特定の提供者端末21に、利用者P1の位置情報を有する利用者情報を表示する。このため、特定の提供者P41は、位置情報に基づいて利用者P1に近づくことができ、利用者P1は移動する必要がない。これにより、利用者P1が訪れる地域に関わらず、特定の提供者P41を探すために歩き回らずに、利用者P1が求めるサービスを享受できる。これにより、様々な地域において利用者P1にサービスを享受することが可能となる。

[0137]

また、本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、提供者情報表示手段S110は、提供者P4の位置情報の経時変化に基づいて選択された提供者情報を、利用者端末10に表示する。このため、提供者P4が外出中や移動中の場合においても、提供者P4と利用者P1との間の距離等に応じて、利用者端末10に表示する提供者情報を選択することができる。これにより、利用者P1がサービスを享受できる可能性を高めることが可能となる。

[0138]

また、本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、例えば提供者情報表示手段S110は、提供者P4の進行方向に基づいて選択された提供者情報を、利用者端末10に表示する。このため、利用者P1から遠ざかっている提供者P4の提供者情報を表示しない等の条件を設定することができる。これにより、利用者P1がサービスを享受でき

10

20

30

40

る可能性をさらに高めることが可能となる。

[0139]

また、本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、例えば提供者情報表示手段S110は、利用者P1に近づいてくる提供者P4の提供者情報を選択し、利用者端末10に表示する。このため、利用者P1へサービスを提供できる可能性の高い提供者情報のみを表示することができる。これにより、円滑なサービスの享受を実現することが可能となる。

[0140]

また、本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、例えば提供者情報表示手段S110は、提供者P4の移動速度に基づいて選択された提供者情報を、利用者端末10に表示する。このため、提供者P4が車で移動している場合等、利用者P1のいる位置を通過するのみで利用者P1へサービスを提供できる可能性が低い提供者情報を表示しない等の条件を設定することができる。これにより、利用者P1がサービスを享受できる可能性をさらに高めることが可能となる。

[0141]

また、本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、例えば提供者情報表示手段S110は、参照データベースを参照し、第1連関度を含む推定情報を取得する。このため、利用者P1が望むサービス内容に対応する可能性の高い提供者情報を、優先的に利用者端末10に表示することができる。これにより、利用者P1がサービスを享受できる可能性をさらに高めることが可能となる。

[0142]

また、本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、画像表示手段S140は、特定の提供者端末21と、利用者端末10との間に基づき、疑似画像又は参照用顔画像の何れかを、利用者端末10に表示する。このため、サービスの享受を行わない提供者P4の顔を晒す状況を回避できるとともに、サービスの享受が始まる直前まで、利用者P1に特定の提供者P41の顔を視認できないようにすることができる。これにより、提供者P4のプライバシーへの影響を抑制することが可能となる。

[0143]

また、本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、照合手段S150は、特定の提供者P41の顔画像と、参照用顔画像とを照合する。このため、利用者P1が特定の提供者P41を見つけるとき、確実に特定の提供者P41を特定することができる。また、照合手段S150により提供者P4を特定することにより、サービスの対価を安全且つ確実に移動させることができる。これにより、利用者P1と特定の提供者P41との間のトラブルを確実に防止することが可能となる。

[0144]

また、本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、移動手段S160は、利用者P1の保有するポイント、電子マネー、仮想コイン、及びクレジットデータ情報の少なくとも1つを含む対価情報を、特定の提供者P41の保有する対価情報へ移動させる。このため、サービスの対価を安全に利用者P1から特定の提供者P41へ移動させることができる。これにより、利用者P1と特定の提供者P4との間のトラブルを防止することが可能となる。

[0145]

また、本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、例えば画像表示手段S140は、特定の提供者端末21と、利用者端末10との間の距離が100m以下のときに、参照用顔画像を利用者端末10に表示する。このため、利用者P1は、特定の提供者P41が接近していることを把握でき、人通りの多い場所においても、利用者P1が特定の提供者P41を見つけることができる。これにより、利用者P1が求めるサービスを円滑に提供することが可能となる。

[0146]

また、本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、例えば提供者情報表示手

20

10

30

40

20

30

40

50

段S110は、利用者端末10から半径2000m以内の範囲に含まれる提供者端末20を有する提供者P4の提供者情報を表示する。このため、利用者端末10からある程度離れた位置にいる提供者P4の提供者情報を表示することができ、享受するサービスの選択肢を飛躍的に拡大することができる。また、利用者端末10から離れすぎた位置にいる提供者P4の提供者情報の表示を制限でき、利用者P1が提供者情報を選択してからサービスを享受するまでの待ち時間を削減することが可能となる。

[0147]

また、本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、例えば提供者情報は、提供者P4の提供するサービスを享受する際に移動する対価情報を有する。このため、利用者P1が享受するサービスを選択する際に、事前に必要なポイント数等を把握することができる。これにより、利用者P1と特定の提供者P41との間のトラブルをさらに防止することが可能となる。

[0148]

また、本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、利用者P1と特定の提供者P41との間における対価情報の移動は、顔認証の実施に基づいて行われる。このため、例えばQRコード(登録商標)等を予め用意する必要が無く、サービスの提供から対価情報の移動までを、安全且つ円滑に実現することが可能となる。

[0149]

なお、図示していないが、例えば観光名所、イベント会場等への道案内ができる提供者 P 4 が複数人集まっている箇所が用意されている場合においても、サービス提供システム 1 を用いることにより、利用者 P 1 の言語を話すことができる提供者 P 4 を容易に発見することができる。

[0150]

以上述べたように、本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、利用者P1が希望するサービスを提供できる提供者P4を、利用者端末10を用いて容易に発見することができる。このため、利用者P1がサービスを享受できる可能性をより高めることが可能となる。

[0151]

例えば、利用者 P 1 は、サービスを享受したい地域等を選択するだけで、周辺で享受可能となるサービスの一覧が閲覧でき、享受したいサービスを選択するだけで、特定の提供者 P 4 1 と会うことができる。

[0152]

また、例えば大学や高校等の学校内で本実施形態におけるサービス提供システム 1 を利用する提供者 P 4 として、学生が想定される。この場合、提供者 P 4 は、実験等の作業手伝い、家庭教師、ノートレンタル、飲み会の誘い、洗濯代行、タクシー代わり等の自由なサービスを提案することができ、気軽にサービスの提供を推進することができる。この場合、例えばサービスの範囲を学校から半径 5 0 0 m以内等に設定したり、学校の学生限定のシステムに設定したりすることで、サービスを享受し易い環境を容易に構築することが可能である。また、本実施形態におけるサービス提供システム 1 では、利用者 P 1 及び提供者 P 4 を紐づけることもできるため、例えばサービスを通じた友達作りのきっかけを与えることもできる。

[0153]

また、例えば急成長しているマレーシア等は、イスラム教徒が多い。イスラム教徒は戒律により豚肉が食べられなかったり、1日5回の礼拝を行ったりする。このため、豚肉を取り扱わない飲食店を案内したり、お祈りができる場所を案内したりする需要がある。本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、これらの問題も解決できる可能性を高めることができる。

[0154]

すなわち、本実施形態におけるサービス提供システム 1 によれば、来日された外国人旅行者に、おもてなしを実施することで、「日本に来て良かった。また行きたい。」と思わ

20

30

40

50

れるように、日本人が、外国人旅行者に自然に接することができる。これにより、日本人ひとりひとりの誠心誠意を自然に伝えることができる。特に日本人は、自分ができるサービス(おもてなし)を提供したいが、話しかけるのが恥ずかしいという国民性がある。これに対し、本実施形態におけるサービス提供システム1を利用することにより、日本人特有の恥ずかしいという壁を取り払うことを軽減することができる。これにより、新たな文化を作る土壌を促進することができる。

[0 1 5 5]

また、本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、例えば通訳のサービスを提供する場合、「1000ポイント/10分」等の短い時間を設定することもできる。このため、利用者P1が必要なときのみ通訳を利用でき、利用者P1は経費の削減を図ることが可能であり、提供者P4は個人の都合に合わせたサービスの提供が可能となる。

[0156]

また、本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、利用者 P 1 が照合手段 S 1 5 0 を通じて特定の提供者 P 4 1 と会いながらの相互の決済システムとして利用することができる。すなわち、利用者 P 1 と特定の提供者 P 4 1 との間で商品等の売買を行うことが可能である。そのほか、本実施形態におけるサービス提供システム 1 によれば、プチ案内、プチガイド、プチフレンド等の活用、直接会って物やサービスをプチ売買する活用、小売店やホテル、旅館において気に入った専属員を選定できる活用、大規模アウトレット会場において、好みの服を選定するプチスタイリストの選定の活用等が見込まれる。

[0157]

また、本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、例えば提供者情報表示手段S110において、提供者情報として洋服等のコーディネート例が表示されてもよい。この場合、利用者P1は、好みのコーディネート例を選択する。これにより、特定の提供者P41として、利用者P1の好みに相応しい店員(コンシェルジュ)からのサービスを享受することができる。このような利用により、例えばアウトレット会場やデパートにおいて、店の選定に費やす時間を短縮することが可能となる。特に、外国人観光客にとっては、短時間で所望の買い物を済ませることができるため、時間の有効活用を図ることが可能となる。

[0158]

また、本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、提供者情報表示手段S110において、例えば提供者情報を表示する前に、「案内」、及び「物販」のような目的別の選択肢を表示してもよい。このとき、「案内」を選択すると、例えば図2に示すように、案内に関する提供情報が表示され、「物販」を選択すると、商品等に関する提供情報が表示される。「物販」を選択した場合、利用者P1は、直接商品等の吟味をすることができ、また、特定の提供者P4に対して直接価格の交渉も可能となる。この場合、商品等の価格に応じて対価情報の移動を行うことができる。

[0159]

また、本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、例えば利用者 P 1 は、提供者 P 4 から享受したサービスを評価できるようにしてもよく、この場合、提供者 P 4 のサービスに対する評価結果の累積が、提供者情報に含まれてもよい。すなわち、サーバ装置 3 0 は、利用者端末10を介して選択された特定の提供者 P 4 1 に対する評価結果を取得する。サーバ装置 3 0 は、予め提供者情報に記憶された特定の提供者 P 4 1 の評価結果に、取得した評価結果を更新する。この場合、例えば上述した「物販」における評価が低い提供者 P 4 に対して、登録抹消の勧告やサービスの改善等の提案をすることができ、改善されない場合は、提供者 P 4 の登録抹消を実行してもよい。これにより、提供者 P 4 1 のサービスに対する評価を把握することができ、提供されるサービスの品質向上につなげることが可能となる。

[0160]

また、本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、特定の提供者P41が利用者P1の待機位置まで移動するほか、例えば利用者P1が特定の提供者P41の待機位

置まで移動する設定や、例えば利用者 P 1 及び特定の提供者 P 4 1 が特定の場所に集合する設定にも対応可能である。これにより、サービスの種類を広げることが可能となる。

[0161]

また、本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、例えば利用者 P 1 が物品を購入する場合、現物を確認することができる。このため、利用者端末10に表示された物品の画像に基づいて購入を決断する場合に比べて、粗悪品を購入するリスクを軽減することが可能となる。

[0162]

また、本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、例えば顔認証登録によるSNS (social networking service)として利用されてもよい。

[0163]

また、ポイント等の対価情報の移動は、任意に設定できるようにしてもよい。すなわち、例えばポイント等の移動を 0 ポイントとすることで、サービス提供システム 1 を非営利目的で使用することもできる。

[0164]

また、本実施形態におけるサービス提供システム1では、詳細な説明を省略したが、利用者P1が提供者P4となることもできる。これにより、自分が相手にサービスを提供しつつ、相手からサービスを享受することもできる(価値と価値との交換)。

[0 1 6 5]

サービスの授受を行うには、相互のコミュニケーションが必要である。コミュニケーションでは「視覚情報の共有」が大きな役割を担っている。視覚情報には「視点」と「即時性」が重要である。サービス提供システム1によれば、利用者P1が希望するサービスを提供してくれる提供者P4を、利用者端末10を用いて容易に発見できる(逆に、利用者P1にとって希望しないサービスを提供する提供者P4を、発見できないように設定することもできる)。このため、送り手の視点と共感という同時性が、よりダイレクトにリアルに受け手へ伝わる。

[0166]

なお、本実施形態におけるサービス提供システム1では、GPSを用いて利用者端末10や提供者端末20の位置を特定する場合を説明したが、これに限らず、例えば、移動端末装置の基地局を用いて位置を特定するようにしてもよい。また、サーバ装置30の機能の一部を利用者端末10又は提供者端末20が持つようにしてもよいし、利用者端末10又は提供者端末20が持つようにしてもよい。

[0167]

なお、本実施形態におけるサービス提供システム1によれば、例えば複数の提供者情報は、複数の提供者P4に利用者P1の緊急事態を報知する緊急情報を有してもよい。この場合、利用者情報表示手段S130では、緊急情報に対応する複数の特定の提供者端末21に、利用者情報を表示することができる。このため、利用者P1に身の危険が迫っているとき等においても、特定の提供者P4が早急に駆けつけるようにすることもでき、治安維持等に役立てることもできる。

[0168]

この場合、例えば利用者情報表示手段S130は、利用者端末10から半径2000m以内の範囲に含まれる複数の特定の提供者端末21に、利用者情報を表示する。これにより、短期間で利用者P1の元に駆けつけることが可能な特定の提供者P41のみに、利用者情報を表示することができる。

[0169]

例えば、提供者 P 4 は、予め緊急情報に対応するか否かを設定できるようにしてもよい。このため、提供者 P 4 の都合に応じて、緊急事態に対応できるようにすることができる

[0170]

以上、本発明に係るサービス提供システムを、図示の実施形態に基づいて説明したが、

10

20

30

20

30

本発明はこれに限定されるものではなく、各部の構成は、同様の機能を有する任意の構成のものに置換することができる。また、本発明に、他の任意の構成物や工程が付加されていてもよい。

【符号の説明】

[0171]

1 : サービス提供システム

10: 利用者端末10a: ディスプレイ

1 1 :制御部 1 2 : 検出部

1 3: 受信部1 4: 発信部

20 :提供者端末

21:特定の提供者端末

30 : サーバ装置

3 1 : 提供者情報記憶部3 2 : 利用者情報記憶部

3 3 : 画像記憶部 3 4 : 制御部

50 : ネットワーク

1 0 1 : C P U 1 0 2 : R A M 1 0 3 : メモリ

104 : グラフィック処理装置

1 0 5: G P S チップ1 0 6: 撮像素子

107:通信インタフェース

110 : バス

200 : 光ディスク 301 : CPU

3 0 2 : R A M

3 0 3 : ハードディスクドライブ 3 0 4 : グラフィック処理装置

3 0 4 a : モニタ

305 : 入力インタフェース

3 0 5 a : キーボード

305b : マウス

306 : ドライブ装置

307:通信インタフェース

3 0 8: バスP 1: 利用者P 4: 提供者

P41 :特定の提供者

S 1 0 1: リクエスト取得手段S 1 1 0: 提供者情報表示手段S 1 2 0: 特定情報取得手段S 1 3 0: 利用者情報表示手段

S 1 4 0 : 画像表示手段 S 1 5 0 : 照合手段

S 1 6 0 : 移動手段

50

S 1 7 0 : 評価手段 T 1 : テーブル T 2 : テーブル

【要約】

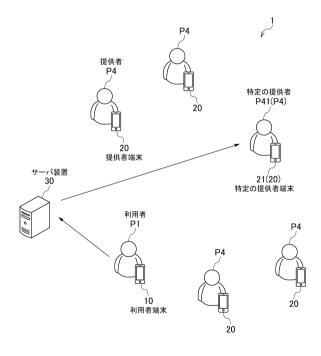
【課題】様々な地域において利用者にサービスを享受することが可能となるサービス提供 システムを提供する。

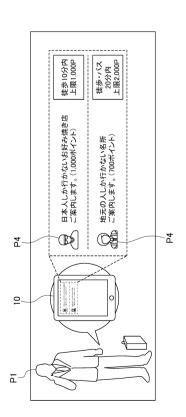
【解決手段】

各提供者 P 4 の提供するサービス内容を有する複数の提供者情報を、利用者端末 1 0 に表示する提供者情報表示手段 S 1 1 0 と、複数の提供者情報のうち、利用者端末 1 0 を介して選択された提供者情報を特定する特定情報を取得する特定情報取得手段 S 1 2 0 と、特定情報に対応する特定の提供者端末 2 1 に、利用者 P 1 の位置情報を有する利用者情報を表示する利用者情報表示手段 S 1 3 0 と、を備え、提供者情報表示手段 S 1 1 0 は、提供者 P 4 の位置情報の経時変化に基づいて選択された提供者情報を、利用者端末 1 0 に表示することを特徴とする。

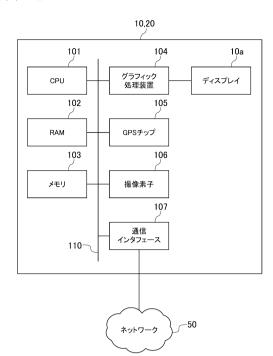
【選択図】図1

【図1】 【図2】

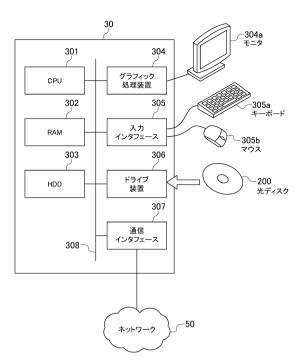




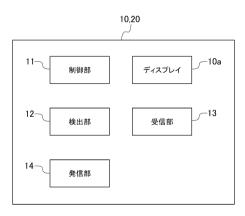
【図3】



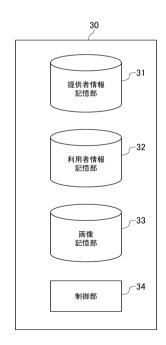
【図4】



【図5】



【図6】



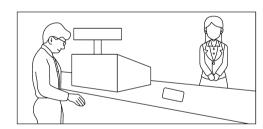
【図7】

	ポイント	1230	540	
	提供履歴情報	スタンパイ OO月××日 店案内	△△月□□日 服売却	
	状態	スタンパイ	47	
	位置情報	D1	D2	
	盟盟	英語	仏語	
	提供	通訊	案内	
J.V.	無	会社員	自営業	
デーブル T1	年齢	52	37	
	性別	畄	畄	
	毕	翻…	·····································	

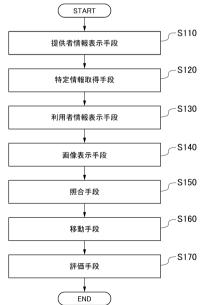
【図8】

	ポイント	2000	3250
	享受履歴情報	OO月××日 道案内	マム月□□日 服購入
	位置情報	E1	E2
	利用者特定情報	:	
	華	30	32
ブド	性別	出	女
テーブル T2	掘	蝗国中	聖
	羅	田中	₩田
	氏名	:	
	画像ID	G1	C5
	利用者 端末ID	10	02

【図9】



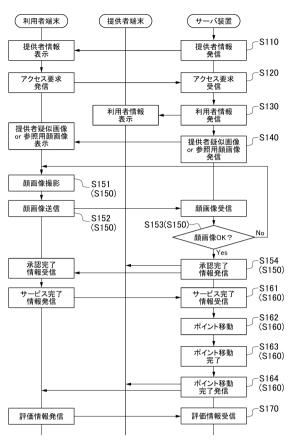
【図10】

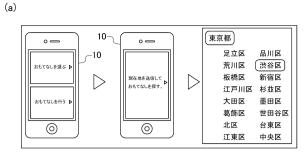




【図11】





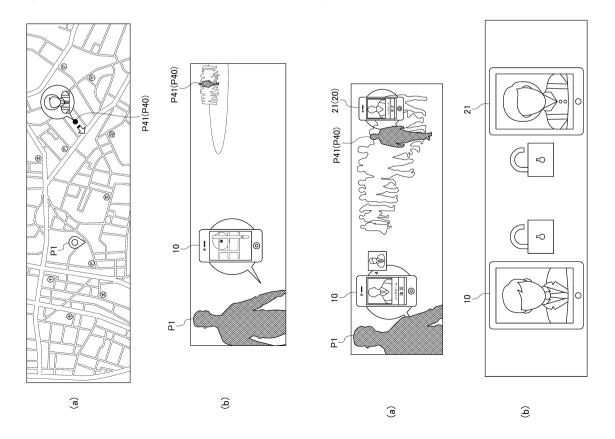




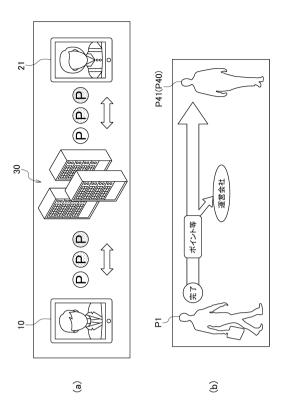


【図13】

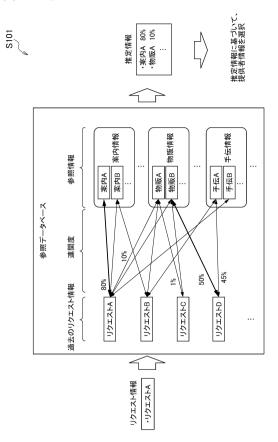
【図14】



【図15】



【図16】



フロントページの続き

(56)参考文献 国際公開第2016/080038(WO,A1)

特開2002-074094(JP,A) 特開2009-059057(JP,A)

特開2015-219536(JP,A)

(58)調査した分野(Int.CI., DB名)

G06Q 10/00-99/00

G 0 6 F 3 / 0 4 8 4

G06F 13/00